

各施設エレベーターの所有者・管理者の皆様へのお知らせ

○北海道からのお知らせ

～エレベーターの定期検査と戸開走行保護装置の設置促進等について～

1 建築基準法に基づく定期報告について

建築基準法第12条第3項では、エレベーターの安全確保のため、定期的な検査実施と報告を義務づけており、毎年、特定行政庁（（総合）振興局建設指導課）に対して報告が必要です。

エレベーターの所有者・管理者の皆様におかれましては、日常の保守点検の重要性を認識いただくとともに、定期報告の提出について、お願いいたします。

2 既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置について

国土交通省では、平成18年6月のエレベーター事故等を受け、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行い、平成21年9月28日以降に着工したエレベーターについては、『戸開走行保護装置』の設置を義務付けています。

一方、平成21年9月27日以前に着工したエレベーター（以下「既設エレベーター」と言う。）については、設置義務の対象ではありませんが、エレベーターの戸開走行の事故を防止するためには、定期検査とともに、戸開走行保護装置の設置が有効となりますので、既設エレベーターの所有者・管理者の皆様へ、戸開走行保護装置の設置について、ご検討をお願いいたします。

【関連ホームページ】戸開走行保護装置について（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/common/000142998.pdf>

3 戸開走行保護装置等の設置済みマークの表示について

エレベーターに戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置が設置されていることを当該エレベーターの利用者等が容易に分かるよう、『設置済みマーク表示制度』が平成24年8月から運用開始されておりますので、エレベーターの設置事業者（製造業者、保守点検業者）にお問い合わせのうえ、設置済みマークの積極的な表示をお願いします。

【関連ホームページ】・エレベーター安全装置設置済みマーク（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/common/000214239.pdf>

・マーク表示に係る手続き（建築性能基準推進協会）

<https://www.seinokyo.jp/bosyu/t/>

問合せ先

北海道建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ 電話 011-204-5097

※裏面にエレベーター（昇降機）等の定期報告の説明がありますのでご確認ください。

定期報告

特殊建築物

建築設備の定期報告について

昇降機等

—建築基準法第12条第1項、第3項—

この制度は、貴重な財産である建築物の適正な維持管理を図り、安全、衛生、防災及び避難の現状を把握して、災害を未然に防止しようとするものです。

特に、共同住宅、ホテル、旅館、学校、興行場、デパートなど、多数の人が利用するもの（このような建築物を「特殊建築物」といいます。）の内、その用途、規模により、特定行政庁（北海道知事）が指定する特殊建築物の敷地、構造及び特殊建築物に設けられている建築設備（換気設備、排煙設備、非常用照明装置）並びに建築物に設けられている昇降機（エレベーター、エスカレーター）等の所有者又は管理者は、定期的に調査・検査資格者（1級建築士等）に調査、検査をしてもらい、その結果を北海道知事に報告することになっています。

なお、報告書については、以下の窓口が提出先及び問い合わせ先となっています。

北海道以外の特定行政庁（札幌市、函館市、小樽市、釧路市、苫小牧市、室蘭市、旭川市、帯広市、北見市、江別市）に所在する特殊建築物、建築設備、昇降機等については、各特定行政庁に報告することになります。

建築物等所在地（振興局管内）	報告先及び問い合わせ先
空知管内	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0126-20-0067
石狩管内（札幌市、江別市を除く）	石狩振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 TEL011-204-5833
後志管内（小樽市を除く）	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0136-23-1373
胆振管内（苫小牧市、室蘭市を除く）	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0143-24-9594
日高管内	日高振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 TEL0146-22-9293
渡島管内（函館市を除く）	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0138-47-9466
檜山管内	檜山振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 TEL0139-52-6632
上川管内（旭川市を除く）	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0166-46-5947
留萌管内	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0164-42-8449
宗谷管内	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0162-33-2930
オホーツク管内（北見市を除く）	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0152-41-0642
十勝管内（帯広市を除く）	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0155-27-8601
釧路管内（釧路市を除く）	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 TEL0154-43-9192
根室管内	根室振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 TEL0153-23-6832